

網走市除排雪車両整備補助金交付要綱

（目的）

- 第1条 この要綱は、公共除排雪業務に携わる事業者に対し、業務において使用する車両の取得を支援し、もって安定した除雪体制を確保し、市民が快適に暮らせる環境の充実に資することを目的とする。
- 2 網走市除排雪車両整備補助金（以下「補助金」という。）の交付については、網走市補助金等交付規則（昭和57年網走市規則第18号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

- 第2条 補助対象者は、公共除排雪業務を受託もしくは受託しようとする者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- (1) 網走市内に主たる事業所を有する者
 - (2) 次の各号のいずれかに該当する者
 - ア 申請年度の前年度に公共除排雪業務を受託又は申請年度に公共除排雪業務を受託又は受託予定である者（共同企業体である場合は、その代表者又は構成員である者）
 - イ 申請年度又は申請年度の前年度にアに掲げる者と契約を締結することにより公共除排雪関係業務の一部を受託した者
 - ウ ア及びイに掲げる者が法人である場合において、当該法人について合併があったときにおける合併後存続する法人又は合併により設立された法人
 - エ ア及びイに掲げる者が法人である場合において、当該法人について分割により受託者としての権利義務を承継した法人
 - (3) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 市税に滞納がある者
 - イ 網走市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団関係事業者

（補助対象車両等）

- 第3条 補助対象となる車両等は、事業実施年度に取得する車両等であって、次の各号のいずれかに該当する車両等とする。
- (1) ホイールローダ
 - (2) ホイールローダに装着する汎用ブラウ
 - (3) ブルドーザ（市が設置する公共雪捨て場で使用するものに限る）
 - (4) その他市長が公共除排雪業務に必要と認める車両

（補助対象経費）

- 第4条 補助対象経費は、第3条に規定する車両等の取得費とする。ただし、下取りがある場合はその額を控除する。

(補助額及び補助限度)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の1以内で、限度額は新品は250万円、中古品は130万円とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、網走市除排雪車両整備補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 補助対象となる車両等を取得した事実を確認できる書類(売買契約書、自動車検査証の写し)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、網走市除排雪車両整備補助金交付決定通知書(第2号様式)により、また、補助金を交付することが不適当と認めたときは、網走市除排雪車両整備補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の対象となった網走市除排雪車両整備が完了したときは、速やかに網走市除排雪車両整備補助金実績報告書(第4号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 車両等の取得に要した費用が分かる書類(領収書等の写し)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び支出)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、網走市除排雪車両整備補助金確定通知書(第5号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

2 申請者は、補助金の支払いを受けようとするときは、網走市除排雪車両整備補助金請求書(第6号様式)により請求するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年7月24日から適用する。